

ロジメーターAPI利用規約（ロジメーターご利用者様向け）

第1条（総則）

1. 本API利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社KURANDO（以下「乙」といいます。）が提供するロジメーターSaaSアプリケーションのAPI連携機能その他関連サービス（以下総称して「本件サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。
2. 本規約はロジメーターをご利用するお客様向けの規定です。本APIを利用し、商用利用目的のアプリケーションを作成するアプリケーションベンダー様向けの利用規約は別規約になります。
3. お客様（以下「甲」といいます。）は、本規約のほか、乙が別途定めるガイドライン、料金表その他の規程（以下総称して「本規約等」といいます。）を遵守するものとします。
4. 甲が本件サービスを利用した時点で、乙は甲が本規約等に同意したものとみなします。

第2条（定義）

本規約における用語の意味は次の各号に定めるとおりとします。

1. 「API」とは、乙が甲に提供するアプリケーション・プログラミング・インターフェースをいいます。
2. 「認証情報」とは、乙がAPI利用のために付与する一切の資格情報をいいます。
3. 「APIデータ」とは、APIを介して乙が提供又は開示する一切のデータ、並びに甲が本件サービスを通じて取得または送信するデータ及び当該データのサーバソフトによる処理結果をいうものとします。
4. 「利用上限」とは、API呼出回数・帯域・同時接続数・転送量その他リソースの制限値をいいます。
5. SaaSアプリケーションとは、乙が提供するSaaS型アプリケーションを総称するものです。
6. サーバとは、乙がSaaSアプリケーション及び本件サービスを提供するために使用するサーバソフトがインストールされている電子計算機であって、乙が管理するものをいうものとします。
7. サーバソフトとは、乙がSaaSアプリケーション及び本件サービスを提供するためにサーバにインストールし、実行し、甲にアクセス回線を通じて接続させ利用させる、乙が権利を有するコンピュータプログラムをいうものとします。
8. サーバネットワークとは、乙がSaaSアプリケーション及び本件サービスの用に供するサーバその他のハード、サーバソフト、APIデータ等を保管する施設内に設置されている電気通信回線をいうものとします。
9. アクセス回線とは、甲のシステム及びサーバネットワークを接続するために、甲が電気通信事業者から提供を受けて使用する電気通信回線をいいます。

第3条（知的財産権）

1. API及び本件サービスに関する知的財産権その他一切の権利は乙又は正当な権利者に帰属します。
2. 本規約に明示された場合を除き、甲はAPI及び本件サービスに関し、いかなる権利も取得しません。
3. 甲は、乙の書面による事前承諾なく、APIを第三者に再許諾、譲渡、販売その他処分してはなりません。

第4条（守秘義務）

甲は、本件サービスに関連して知り得た乙の技術上・営業上その他一切の非公開情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えいしてはなりません。

第5条（APIの利用）

1. 【技術準拠】 甲は、乙が公開する技術仕様に従いAPIを利用するものとします。
2. 【認証情報の管理】 甲は、認証情報を厳重に管理し、第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更若しくは売買してはなりません。認証情報の漏えい等を知ったときは直ちに乙に通知し、乙の指示に従うものとします。当該認証情報の管理不備又は第三者の使用によって生じた損害は甲が負担し、乙は責任を負いません。
3. 【仕様変更通知】 乙がAPIの仕様を変更する場合、乙は管理画面への掲示又はロジメーターユーザーへのメーリングリストでの通知により事前に通知します。甲は通知を受けた日から乙が指定する期日までに自らのアプリケーションを改修するものとします。

第6条（リソース管理・接続制御）

1. 【過度なリソース占有の制限】 乙は、本件サービスの安定運用のため、利用上限を内部的に設定・変更します。ただし、乙は利用上限を公表する義務を負いません。
2. 【緊急回避を目的とした接続制御】 乙は、甲が利用上限を超過した場合又はそのおそれがある場合において、本件サービスの安定運用又は緊急回避のため必要と判断したときは、事前の通知なく、帯域制限又は接続停止等の技術的措置を講じることができます。

3. 【利用状況に応じた是正および料金調整】 乙は、甲による利用上限の継続的な超過その他過度な利用が認められる場合には、事前に甲へ通知の上、協議を行い、当該利用状況の是正又は追加料金の請求等の措置を講じることができます。
4. 【自主管理義務】 甲は、本件サービスを安定して利用するため、自らのアプリケーション設計および運用において、意図しない大量リクエストや異常なアクセスが継続的に発生しないよう、必要な対策を講じるよう努めるものとします。

第7条 (情報の取扱い)

1. 乙は、API アクセスログを最短1週間保管し、期間満了後に削除します。
2. 甲は、API を通じて取得したデータを、申込書に記載したAPI 利用目的の範囲内でのみ利用するものとします。

第8条 (サポート及び監査)

1. 乙は、API に関する技術的問い合わせを、乙のサポート窓口で受け付けます。回答目安は受付後3営業日以内ですが、SLA を保証するものではありません。問い合わせ内容に応じて費用が発生する場合があります。
2. 乙は、甲のAPI 利用状況を監査し、アクセスログを収集・分析する権利を有します。甲は合理的範囲で当該監査に協力するものとします。

第9条 (サービス料金)

1. 甲は、本件サービスの提供を受ける対価として、乙に対し、別途定める「料金表」の定めに従い所定の利用料金（以下「本件サービス料金」といいます。）並びに消費税及び地方消費税（以下、本件サービス料金と総称して「本件サービス料金等」といいます。）を支払うものとします。なお、支払条件については、甲乙協議の上、乙の発行する請求書に記載するものとします。
2. 本件サービス料金等の支払は、乙の指定する銀行口座に振込むことにより行うものとし、振込手数料は、甲の負担とします。
3. 別途定める「料金表」に「月額」と記載されているサービス料金に関しては、暦月ごとに発生するものとします。

第10条 (サービス料金不払い時の措置)

1. 正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、乙の発行する請求書記載の支払期日までに、甲が本件サービス料金等を支払わなかった場合、乙は甲に対して、事前に通知した上で、本件サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。
2. 甲が乙に対し、前項所定の支払期日までに本件サービス料金等を支払わなかった場合、甲は乙に対し、年利3%の割合で遅延損害金を支払うものとします。

第11条 (サービス料金の変更)

1. 経済情勢、公租公課等の変動により本件サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、別途定めた、最低利用期間内といえども甲乙双方協議のうえ、本件サービス料金を変更することができるものとします。
2. 本件サービス料金が暦月の途中で変更された場合、変更された本件サービス料金は、翌月の初日から適用されるものとします。
3. 甲は前二項の定めに従って変更された「料金表」に不服がある場合は、第26条の定めにかかわらず、乙に本件サービスの利用の解約を申し入れ、料金表が変更された日が属する月の翌月の契約を解約することができるものとします。

第12条 (本件サービスの変更)

1. 乙は、本件サービスの機能改善、仕様追加その他合理的な理由により、本件サービスの内容を変更することができます。ただし、当該変更が、甲による本件サービスの通常の利用に影響を及ぼさない軽微なものである場合には、甲への事前の通知を要しないものとします。
2. 前項にかかわらず、本件サービスの変更が、API の仕様変更、データ構造の変更その他甲のシステム又はアプリケーションの動作に影響を及ぼすおそれがある場合には、乙は、当該変更内容および変更時期を、事前に甲に対して文書又は電子メール等により通知するものとします。

第13条 (本件サービスの廃止)

1. 乙が甲に対し、本件サービスの全部又は一部を廃止する日（以下「サービス廃止日」といいます。）の6ヵ月前までに本件サービスの全部又は一部を廃止する旨を文書又は電子メールにより通知した場合、乙は、第14条所定の最低利用期間内といえども、当該サービス廃止日をもって本件サービスの全部又は一部を廃止し、本件サービスの利用の全部又は一部を解約することができるものとします。
2. 前項に基づき、乙が本件サービスの全部又は一部を廃止した時点において、既に乙に対し支払われている本件サービス料金がある場合には、乙は甲に対し、当該廃止する本件サービスについて提供しない日数に対応するサービス料金を日割計算にて甲に返還するものとします。

第 14 条 (契約期間)

本件サービスの利用の有効期間は、本件サービスの利用開始日から本件サービスの提供が終了する日までとします。

第 15 条 (最低利用期間)

本件サービスの利用開始日から 1 ヶ月間を最低利用期間とするものとします。ただし、値引き等を理由に別途最低利用期間を定めた場合、その最低利用期間が優先して適用されるものとします。

第 16 条 (最低利用期間中の解約)

1. 甲が最低利用期間中に本件サービスの全部又は一部の解約を希望する場合、甲は、最低利用期間満了月の末日までに、所定の手続きにより解約を申し出ることができるものとします。ただし、甲から解約の申し出がない場合は、更に 1 ヶ月間同一の条件で更新されるものとし、その後の更新も同様とします。
2. 前項に基づく甲からの解約の申し出の結果、本件サービスを解約することとなった場合、甲は、別途定める「料金表」の定めに従い、本件サービスに係る最低利用期間の残存期間分の料金を一括して乙に支払わなければならないものとします。

第 17 条 (禁止事項)

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前通知なく API 接続を停止し、又は本規約を解除できます。

- (1) 本規約等に違反する行為
- (2) 不正な認証情報による接続又は技術仕様に反する行為
- (3) API のリバースエンジニアリング等の行為
- (4) システムに過大な負荷を与える行為
- (5) 料金その他乙への債務の不履行
- (6) 支払不能、破産・民事再生等の申立てがあった場合
- (7) 差押え、強制執行等を受けた場合
- (8) 反社会的勢力に該当又は関与する場合
- (9) その他乙が不適切と判断する行為

第 18 条 (保証及び責任制限)

1. 乙の保証範囲は、サービス仕様書・ソフトウェア保守サービス仕様書・SLA に記載の内容とし、利用目的への適合性、正確性については責任を負いません。
2. 乙が甲に対して負う累積損害賠償責任額は、損害発生日が属する月に甲が乙に支払った利用料（税抜）相当額を上限とします。
3. 乙は、逸失利益、間接損害、特別損害について責任を負いません。

第 19 条 (不可抗力)

天災地変、戦争、テロ、停電、通信回線障害その他乙の合理的支配を超える事由により本件サービスを履行できない場合、乙は責任を負いません。

第 20 条 (契約期間・解除)

1. 本規約は、甲が API 利用を開始した日に成立し、甲が乙所定の方法で解約手続きを完了した日まで有効です。ただし、最低利用期間を 1 ヶ月とするものとします。
2. 前条その他本規約に基づき乙が接続停止又は解除を行った場合、甲はそれによって生じる損害について乙に一切請求できません。

第 21 条 (委託)

甲が本件業務を第三者に委託を行う場合、当該委託先に本規約等と同等以上の義務を課し、甲は委託先と連帯して責任を負うものとします。

第 22 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら及びその役員等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これに準ずる者をいいます。）に該当しないことを表明し保証します。
2. 表明保証に反した場合、相手方は催告なく本規約を解除できます。

第 23 条 (輸出管理)

甲は、日本及び適用ある国の輸出管理法令、経済制裁法令、及び個人情報その他のデータ保護に関する法令を遵守し、本件サービス及び API データを法令で禁止される方法又は地域で利用しないものとし、乙はかかる義務を負わないものとします。

第 24 条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（規約の改定）

乙は、本規約を改定する場合、改定日の 2 週間前までに電子メール又は管理画面掲示により通知します。甲が改定日以降も本件サービスを利用したときは、改定後の規約に同意したものとみなします。

第 26 条（存続条項）

本規約終了後も、第 3 条（知的財産権）、第 4 条（守秘義務）、第 18 条（保証及び責任制限）、第 19 条（不可抗力）、第 21 条（委託）、第 22 条（反社会的勢力の排除）、第 23 条（輸出管理）、第 24 条（準拠法・合意管轄）及び本条は有効に存続します。

以上